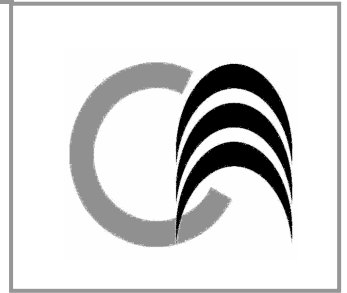


(株)日本廃棄物管理機構は毎月15日に廃棄物処理に関わる情報をJAAO会員の皆様にメールでお届けしています。今回は、間もなく始まる平成20年度よりスタートする制度を特集。

- 中核市移行が決まった盛岡、柏、久留米3市内に業許可、施設許可をもつ処理事業者は要注意。委託側にも影響あり。
- 木くずの廃棄物区分の変更も4月1日から。前にも増して複雑な区分に排出側、処理側とも油断禁物。



4月1日に始まる新制度特集①

中核市移行に伴う産廃関係事務の移管 ～盛岡、柏、久留米3市の処理事業者要注意～

■はじめに

平成20年4月1日付けで、盛岡市、柏市、西宮市、久留米市が中核市に移行する。これに伴い、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可等の関係事務が県から市へ移管される。タイムリーな話題として、中核市移行の概要とそのインパクトについて紹介する。

廃棄物処理法に基づき都道府県知事と同様に産業廃棄物関係事務を行う市は、①政令指定市、②中核市、③その他産廃事務を行う能力があると認められる市として尼崎、西宮、佐世保の3市が施行令第27条に定められている。今回、盛岡市、柏市、久留米市は中核市に移行するために産業廃棄物関係事務が県から移管されることになったが、西宮市は③の指定都市に該当するため既に事務を実施している。

★ 現行許可、許可更新の取扱い

岩手県盛岡市の例で説明すると、平成20年4月1日時点で岩手県知事の許可を取得している事業者は、その時点から許可有効期限までの間は、盛岡市長の

許可を受けているものとみなされる（「みなし許可」という）。これにより、みなし許可の対象となる事業者は、新たに盛岡市長の許可申請を行うことなく、岩手県知事の許可の有効期限まで盛岡市内で産廃処理業等を行うことができる。ただし、表1に示したように処理施設、収集運搬業の積替保管施設が盛岡市内のみにある場合、処分業や施設に関する岩手県の許可は、移行に伴い失効する。

また、許可期限後も引き続き岩手県（盛岡市を含む）で業を行う場合は、中核市移行前に更新許可申請を行えば、盛岡市長に対する申請は必要なく許可更新時にもみなし許可の適用を受けることができる。一方、移行後に申請を行えば、岩手県知事及び盛岡市長に対してそれぞれ許可申請が必要となる。このため、岩手県では移行直前に更新許可申請が集中することを予想し、更新許可申請の受付開始について平成20年3月1日からは通常2ヶ月前のところを3ヶ月前に前倒しして対応している。

★ 関係実績報告書等の取扱い

産廃管理票交付等状況報告書、産廃処理実績報告書、多量排出事業者の産廃処理計画、産廃処理計画廃処理計画実施状況の報告等の提出先が盛岡市、柏市、久留米市に変更となる。

表1 みなし許可・登録の内容について(岩手県ホームページをもとに作成)

平成20年3月31日現在		平成20年4月1日以降(業の場合は、許可の有効期限まで)		
岩手県知事の許可内容	施設設置場所	岩手県知事の許可内容	盛岡市長の許可内容	
収集運搬業 (積替・保管なし)	—	現行どおり	みなし許可	
収集運搬業 (積替・保管あり)	積替 保管 施設	盛岡市内に無し	現行どおり	みなし許可(積替・保管を除く)
	盛岡市内のみに有り	積替・保管施設を除いて現行どおり	みなし許可(積替・保管を含む)	
	盛岡市内・外に それぞれあり	盛岡市内の施設分を除いて現行どおり	盛岡市内の施設のみみなし許可	
処分業	処理 施設	盛岡市内に無し	現行どおり	許可なし
		盛岡市内のみに有り	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可
		盛岡市内・外に それぞれあり	盛岡市内の施設分を除いて現行どおり	盛岡市内の施設のみみなし許可
	移動式処理施設有り	盛岡市内を除いて現行どおり	盛岡市内についてみなし許可	
一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	固定 式施 設	盛岡市内	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可
		盛岡市外	現行どおり	許可なし
	移動式施設	盛岡市内を除いて現行どおり	盛岡市内についてみなし許可	

★ 報告徴収、立入検査、行政処分 の 取扱い

盛岡市、柏市、久留米市における産廃処理業者に対する報告徴収、立入検査、行政処分は、各市長が行うことになる。

■ 移行に向けた各市の準備状況

本稿執筆（平成20年3月13日）時点での3市中核市移行に向けた産廃関係事務準備状況を各市ホームページから調べた。結果、柏市と久留米市については、既に産廃専用のホームページが開設され、許可申請書の様式や産廃管理票交付等状況報告書の様式がダウンロードできるようになっていた。また問合せ先として各市の担当課の連絡先も記載されていた。しかしながら、盛岡市にはまだ専用のホームページが開設されておらず、各種様式のダウンロードや問合せ窓口の特定もできない状況であった。盛岡市の担当者（現在は、ごみ減量推進課）にヒアリングしたところ、「準備中であり、4月1日には開設予定」「移行関係の問合せ先等も、現在は主に岩手県に任せているが、許可申請書や報告書等の様式については岩手県の様式の宛名部分を『岩手県知事』から『盛岡市長』に変えるだけで良い」とのことであった。各市で事情が異なるのだろうが、準備状況には差が出ているようであった。

■ おわりに

中核市移行に伴い、地方分権が進む一方で、排出事業者や処理業者の視点で見れば、産廃処理業、処理施設の許可主体が細分化されるため、必ずしも良いことばかりではないようである。特に、許可・報告関連の窓口増加や手続き・各種様式等の違いによる業務の複雑化、行政処分の基準のばらつき等が懸念される。

岩手県、千葉県、福岡県のいずれも行政処分情報等の各種情報開示をはじめ、格付け制度（岩手県）の導入等、積極的な取組みを実施している。移管先の各市においても産業廃棄物対策の充実を期待したい。

なお、本稿は中核市移行に伴い各市に移管される産廃関係事務の一部を示したにすぎない。詳細は、各市の担当課へ直接問合せいただきたい。

（西本 周平）

4月1日に始まる新制度特集②

木くずに係る廃棄物の区分の変更 ～処理側、委託側とも要注意～

平成18年3月31日の規制改革・民間開放推進3か年計画（再改訂）を受け、中央環境審議会・廃棄物の区分等に関する専門委員会で検討されてきた、木くずに係る廃棄物区分の見直しに関し、廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令が今年の4月1日よりいよいよ施行される。

★ 廃棄物の区分変更のポイント

下記の木くずが4月1日より産業廃棄物の扱いとなる。ただし、リース事業者以外の事業者からの排出や小形の木箱、大型の木枠等は不該当と条件付きであり、注意が必要である。

① 物品賃貸業に係る木くず（リース事業者から排出されるリース物品・木製家具・器具類等）

② 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず

今まで上記該当木くずを扱ってきた処理業者は平成21年3月31日までの期間限定で産廃業許可を受けたものとみなされるが、それ以降は産廃業許可が必要となる。また、該当木くずの一廃施設設置許可取得済みの業者は、産廃施設設置許可を受けたものとみなされる。

今回の見直しは排出事業者にとっても油断ならないものである。ご存知だと思いが、産廃扱いになるということは、処理業者に委託する際書面による委託契約の締結や、マニフェストの交付が義務付けられる。排出事業者、処理業者の双方、万全の心構えで施行日を迎えたい。

（小西 道子）

※詳細は平成19年9月7日環境省通知・環廃対発第070907001号・環廃産発第070907001号参照。

◆編集担当からのお知らせ◆新年度4月1日からの制度変更は今回記事だけではありません。臨時号の発行を予定しております。目下、スタッフ挙げて準備中の『行政処分録書』と併せてご期待ください。

㈱日本廃棄物管理機構
〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4 関内STビル8階
TEL:050-5526-1728 Fax:045-663-4586
発行: 佐野 敦彦
編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@o3c.jp